

デイサービスセンターご利用者・ご家族
マネジメントご担当 介護支援専門員 各位

厚生苑 新型コロナウイルス感染予防 合同対策本部
清流の郷 居宅感染予防対策委員会
厚生苑 清流の郷 施設長 中山 千砂子
新緑の郷 施設内感染予防対策委員会
厚生苑 新緑の郷 施設長 武田 剛

厚生苑デイサービスの感染予防対策について

日頃より、ご愛顧いただき誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスへの予防対策として、施設内の衛生区域を明確にして入口や更衣室休憩室に至るまでサービスごとに分別し、検温後の出勤、衛生消毒、不要な職員間の接触回避等の感染予防対策に取り組んでいるところです。

既に報道でのとおり、全国的に感染が拡大し、名古屋市のデイサービスセンターにおいては、一斉の営業停止の行政指示があり、隣接する本県においても都市部を中心に拡大するものと予想されます。

本苑では、今後の感染リスクや不測の事態に踏まえて、あらかじめ営業中止判断の一定の基準を次のとおり検討しております。

つきましては、ご迷惑やご負担をお掛けしますが、感染を未然に予防するため、ご利用者及びご家族関係者の方々の健康状態等の情報提供などについて、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1. 営業を中止する場合

(1) 次の方が感染者となった場合

- (ア) 「ご利用者本人並びに同居又は介護する親族」
- (イ) 「職員本人並び同居している家族」
- (ウ) 「併用している他事業所先のスタッフ又はご利用者」

(2) 次の方が濃厚接触者になった場合

- (ア) 「ご利用者本人」
- (イ) 「職員本人」

(3) このほか行政当局から営業中止の指示が出された場合

2. 営業中止を検討する場合（行政当局の指導助言を受けて判断）

(1) 次の方が濃厚接触者になった場合

- (ア) 「ご利用者の同居又は介護する親族」
- (イ) 「職員と同居している家族」
- (ウ) 「併用している他事業所先のスタッフ又はご利用者」

以上